

広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十二号

広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例等の一部を改

正する条例

(広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第一条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一一の項種別の欄中「老人」を「後期高齢者」に改め、同項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「第三十条第一項」を「第七十一条第一項」に、「医療に要する」を「療養の給付に要する」に、「医療費用算定基準」を「療養費用算定基準」に、「第十七条第二項」を「第六十四条第二項第四号」に、「第六十三条第二項」を「第六十三条第二項第四号」に改め、同表二の項種別の欄中「老人」を「後期高齢者」に改め、同項中「老人保健法第三十一条の二第二項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項」に改め、同表三の項中「第六十三条第二項」を「第六十三条第二項第四号」に、「老人保健法第十七条第二項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第四号」に、「老人保健法第三十一条の三第二項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第七十六条第二項」に改め、同表備考3中「「老人」を「後期高齢者」に、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療」を「療養の給付」に改める。

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県立福山若草園設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一一の項種別の欄中「老人」を「後期高齢者」に改め、同項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「第三十条第一項」を「第七十一条第一項

「に、「医療に要する」を「療養の給付に要する」に、「医療費用算定基準」を「療養費用算定基準」に、「第十七条第二項」を「第六十四条第二項第四号」に、「第六十三条第二項」を「第六十三条第二項第四号」に改め、同表二の項種別の欄中「老人」を「後期高齢者」に改め、同項中「老人保健法第三十一条の二第二項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項」に改め、同表備考3中「老人」を「後期高齢者」に、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療」を「療養の給付」に改める。

（広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正）

第三条 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例（昭和五十六年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一一の項種別の欄中「老人」を「後期高齢者」に改め、同項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「第三十条第一項」を「第七十一条第一項」に、「医療に要する」を「療養の給付に要する」に、「医療費用算定基準」を「療養費用算定基準」に、「第十七条第二項」を「第六十四条第二項第四号」に、「第六十三条第二項」を「第六十三条第二項第四号」に改め、同表二の項種別の欄中「老人」を「後期高齢者」に改め、同項中「老人保健法第三十一条の二第二項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項」に改め、同表備考三中「老人」を「後期高齢者」に、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療」を「療養の給付」に改める。

（広島県立総合精神保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第四条 広島県立総合精神保健福祉センター設置及び管理条例（昭和六十二年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表一の項種別の欄中「老人」を「後期高齢者」に改め、同項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「第三十条第一項」を「第七十一条第一項」に、「医療」を「療養の給付」に改め、同表備考中「老人」を「後期高齢者」に、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療」を「療養の給付」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。